



愛知労働局発表
平成29年8月24日(木)

愛知労働局労働基準部監督課
監督課長 橋本泰明
統括特別司法監督官 藤原 隆
電 話 052-972-0253

報道関係者 各位

自動車運転者を使用する事業場に対する 平成28年の監督指導、送検等の状況について

～ 85.2%の事業場に対し、労働基準関係法令違反で是正指導～

愛知労働局(局長 木暮康二)では、愛知県内の14の労働基準監督署(支署)が平成28年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導、送検等の状況について取りまとめました。

愛知労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めることとし、監督指導を実施するなどにより、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案については、送検を行うなど厳正に対応していきます。

平成28年の監督指導・送検の概要

監督指導を実施した事業場：243事業場。

うち、労働基準関係法令違反が認められたもの：207事業場(85.2%)

改善基準告示違反が認められたもの：155事業場(63.8%)。

主な労働基準関係法令違反事項は、労働時間(66.3%)

割増賃金の支払(16.0%)。

主な改善基準告示違反事項は、1日の最大拘束時間(46.5%)

原則1ヶ月の総拘束時間(42.4%)

休息期間(30.5%)。

重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したもの：9件。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(平成28年)

(別紙2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

1 監督指導状況

(1) 業種ごとの監督指導実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

事項 業種	監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	休日
トラック	196	168 (85.7%)	134 (68.4%)	31 (15.8%)	7 (3.6%)
バス	12	10 (83.3%)	7 (58.3%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	15	12 (80.0%)	7 (46.7%)	3 (20.0%)	0 (0.0%)
その他	20	17 (85.0%)	13 (65.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)
合計	243	207 (85.2%)	161 (66.3)	39 (16.0%)	7 (2.9%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス、及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場。以下同じ。

(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び違反事項は次のとおりであった。

事項 業種	監督実 施事業 場数	改善基 準告示 違反事 業場数	主な違反事項				
			最大拘 束時間	総拘束 時間	休息期 間	連続運 転時間	最大運 転時間
トラック	196	129 (65.8%)	97 (49.5%)	85 (43.4%)	67 (34.1%)	44 (22.4%)	21 (10.7%)
バス	12	7 (58.3%)	3 (25.0%)	4 (33.3%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	15	10 (66.7%)	8 (53.3%)	7 (46.7%)	0 (0.0%)	-	-
その他	20	9 (45.0%)	5 (25.0%)	7 (35.0%)	4 (20.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)
合計	243	155 (63.8%)	113 (46.5%)	103 (42.4%)	74 (30.5%)	49 (20.2%)	21 (8.6%)

(注) ハイヤー・タクシーは、改善基準告示に「連続運転時間」「最大運転時間」の定めがない。

(3) 平成26年から平成28年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

業種・事項		年		
		平成26年	平成27年	平成28年
トラック	監督実施事業場数	171	183	196
	労働基準関係法令違反事業場数	132 (77.2%)	167 (91.3%)	168 (85.7%)
	改善基準告示違反事業場数	92 (53.8%)	122 (66.7%)	129 (65.8%)
バス	監督実施事業場数	7	4	12
	労働基準関係法令違反事業場数	3 (42.9%)	4 (100%)	10 (83.3%)
	改善基準告示違反事業場数	2 (28.6%)	3 (75.0%)	7 (58.3%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	14	22	15
	労働基準関係法令違反事業場数	8 (57.1%)	19 (86.4%)	12 (80.0%)
	改善基準告示違反事業場数	4 (28.6%)	11 (50.0%)	10 (66.7%)
その他	監督実施事業場数	17	13	20
	労働基準関係法令違反事業場数	9 (52.9%)	8 (61.5%)	17 (85.0%)
	改善基準告示違反事業場数	6 (35.3%)	7 (53.8%)	9 (45.0%)
合計	監督実施事業場数	209	222	243
	労働基準関係法令違反事業場数	152 (72.7%)	198 (89.2%)	207 (85.2%)
	改善基準告示違反事業場数	104 (49.8%)	143 (64.4%)	155 (63.8%)

2 送検状況

(1) 労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。

業種 \ 年	平成26年	平成27年	平成28年
トラック	2	2	9
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0
その他	0	0	0
合計	2	2	9

【送検事例】長時間労働による精神障害を発症させた事業場を送致

【捜査経過】

運転者が精神障害を発症し労災請求が行われたため、就労状態を調査したところ、被災者以外にも長時間労働(最長の者で1ヶ月143時間)が認められたため、送検。

【被疑事実】

事業場(法人)及び営業所長

36協定の限度時間を超えて、運転者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条(労働時間)

3 国土交通省との連携

(1) 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

年 事項	平成26年	平成27年	平成28年
労働基準監督機関から通報した件数	31	50	60
労働基準監督機関が通報を受けた件数	26	23	20

(2) 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

年 業種	平成26年	平成27年	平成28年
トラック	12	8	8
バス	0	1	1
ハイヤー・タクシー	0	1	1
合計	12	10	10

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

-長時間労働、交通事故の増加
-路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則 継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。